

八千代市地域防災計画（素案）【風水害編】新旧対照表		
頁	新	旧
	第1章 総 則	第1章 総 則
1-1	第1節 本計画で扱う災害の範囲 本計画では、次の災害についての対応を図る。 (1) 水害，土砂災害 (2) 風害（竜巻含む） (3) その他（雪害等）	第1節 計画の策定方針 第1 計画の目的 第2 計画の性格及び災害の範囲 第3 他の計画との関係 第4 計画の修正
	＜総則編へ移行＞	第1 計画の目的 第2 計画の性格及び災害の範囲 第3 他の計画との関係 第4 計画の修正 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第3節 市の概況
1-2	第2節 風水害等の被害 第1 水害 1 災害履歴 平成3年から令和3年までの期間で最も被害が大きかった水害は，平成25年の台風第26号で，床上浸水178棟，床下浸水184棟，崖崩れ8箇所が発生している。 ＜略＞ 本市では八千代市公共下水道事業計画に基づき下水道雨水管渠や調整池等の整備を図ってきた結果，雨による浸水被害の発生が減少傾向にあり，平成3年台風第18号（連続雨量210.5mm，最大1時間降水量33.5mm，住家被害285棟）に比べて連続雨量が多い平成13年10月10日の大雨（連続雨量211mm，最大1時間降水量27.5mm，住家被害5棟）や最大1時間降水量が多い平成15年8月5日の大雨（連続雨量62mm，最大1時間降水量41mm，住家被害42棟）では被害が減少している。 しかし，平成25年台風第26号では，公共下水道事業計画の設計（時間雨量50mm）を上回る降雨によって八千代1号幹線沿いに大きな浸水被害が発生したことから，「八千代市大和田地区ほか下水道浸水被害軽減総合計画」（平成28年6月）に基づき整備を行った。	第4節 風水害等の被害 第1 水害 1 災害履歴 平成3年から令和3年までの期間で最も被害が大きかった水害は，平成25年の台風26号で，床上浸水178棟，床下浸水184棟，崖崩れ8箇所が発生している。 ＜略＞ 本市では八千代市公共下水道事業計画に基づき下水道雨水管渠や調整池等の整備を図ってきた結果，雨による浸水被害の発生が減少傾向にあり，平成3年台風18号（連続雨量210.5mm，最大1時間降水量33.5mm，住家被害285棟）に比べて連続雨量が多い平成13年10月10日の大雨（連続雨量211mm，最大1時間降水量27.5mm，住家被害5棟）や最大1時間降水量が多い平成15年8月5日の大雨（連続雨量62mm，最大1時間降水量41mm，住家被害42棟）では被害が減少している。 しかし，平成25年台風26号では，公共下水道事業計画の設計（時間雨量50mm）を上回る降雨によって八千代1号幹線沿いに大きな浸水被害が発生したことから，「八千代市大和田地区ほか下水道浸水被害軽減総合計画」（平成28年6月）に基づき整備を行った。
	(1)主な水害 ア 平成3年 台風第18号 台風第18号は，平成3年9月15日に沖ノ鳥島の南海上で発生し，発達しながら北西に進み沖縄の南海上で進路を北東にかえ，19日夜には房総半島の沿岸に接近した。また，この台風により本州南岸に停滞していた前線の活動が活発となり，紀伊半島から東海，関東，東北の太平洋側で大雨となった。 ＜略＞	(1)主な水害 ア 平成3年 台風18号 台風18号は，平成3年9月15日に沖ノ鳥島の南海上で発生し，発達しながら北西に進み沖縄の南海上で進路を北東にかえ，19日夜には房総半島の沿岸に接近した。また，この台風により本州南岸に停滞していた前線の活動が活発となり，紀伊半島から東海，関東，東北の太平洋側で大雨となった。 ＜略＞
1-3	ウ 平成21年 8月10日の大雨 平成21年8月9日に日本の南で発生した台風第9号が，本州の南海上を東進した影響で南から湿った空気が流れ込み，本市では10日の朝と昼に集中豪雨となった。 この大雨で，市内は床上浸水7棟，床下浸水3棟，道路冠水90件等の被害が発生した。 なお，10日の雨量は，7時から9時の2時間で51.5mm，12時から13時の1時間で38mmを記録し，総雨量の72%がこの3時間に集中した。 エ 平成25年 台風第26号 平成25年10月10日にマリアナ諸島付近で発生した台風第26号は，16日明け方に大型で強い勢力で伊豆諸島北部を通過し，東日本，北日本の太平洋側を中心に大雨をもたらした。 本市では，10月15日から16日までにかけて連続雨量306mm，最大1時間降水量58.5mm(正時)の豪雨となり，ともに過去22年間で最大の記録となった。 ＜略＞	ウ 平成21年 8月10日の大雨 平成21年8月9日に四国沖で発生した台風9号が，本州の南海上を東進した影響で南から湿った空気が流れ込み，本市では10日の朝と昼に集中豪雨となった。 この大雨で，市内は床上浸水7棟，床下浸水3棟，道路冠水90件等の被害が発生した。 なお，10日の雨量は，7時から9時の2時間で51.5mm，12時から13時の1時間で38mmを記録し，総雨量の72%がこの3時間に集中した。 エ 平成25年 台風26号 平成25年10月10日にマリアナ諸島付近で発生した台風26号は，16日明け方に大型で強い勢力で伊豆諸島北部を通過し，東日本，北日本の太平洋側を中心に大雨をもたらした。 本市では，10月15日から16日までにかけて連続雨量306mm，最大1時間降水量58.5mm(正時)の豪雨となり，ともに過去22年間で最大の記録となった。 ＜略＞

八千代市地域防災計画（素案）【風水害編】新旧対照表										
頁	新	旧								
	(2)雨量と浸水との関係 <table><tr><td>消防本部での観測雨量</td><td>浸水被害発生の可能性</td></tr><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td></tr></table> 〈略〉	消防本部での観測雨量	浸水被害発生の可能性	〈略〉	〈略〉	(2)雨量と浸水との関係 <table><tr><td>八千代市消防本部での観測雨量</td><td>浸水被害発生の可能性</td></tr><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td></tr></table> 〈略〉	八千代市消防本部での観測雨量	浸水被害発生の可能性	〈略〉	〈略〉
	消防本部での観測雨量	浸水被害発生の可能性								
〈略〉	〈略〉									
八千代市消防本部での観測雨量	浸水被害発生の可能性									
〈略〉	〈略〉									
1-4	2 浸水実績箇所 (1) 八千代 1 号幹線 八千代 1 号幹線の下水道整備計画は、5 年に 1 回程度発生する大雨（時間雨量 50mm）を想定しているため、計画を超える大雨（時間雨量 50mm 超）が発生した場合には溢水するおそれがある。 平成 25 年台風第 26 号の大雨（正時における最大 1 時間降水量 58. 5mm）では八千代 1 号幹線の溢水と周辺の雨水（内水）により、道路面より最大約 1. 3m水位が上がり浸水被害が生じた。 そのため、被害の大きかった八千代 1 号幹線沿いの大和田地区、八千代台北地区及び八千代台東地区を対象に「八千代市大和田地区ほか下水道浸水被害軽減総合計画」を策定し、平成 25 年台風第 26 号の大雨と同様の降雨があった場合に床上浸水を防止することを目標とした施設を整備した。	2 浸水実績箇所 (1) 八千代 1 号幹線 八千代 1 号幹線の下水道整備計画は、5 年に 1 回程度発生する大雨（時間雨量 50mm）を想定しているため、計画を超える大雨（時間雨量 50mm 超）が発生した場合には溢水するおそれがある。 平成 25 年台風 26 号の大雨（正時における最大 1 時間降水量 58. 5mm）では八千代 1 号幹線の溢水と周辺の雨水（内水）により、道路面より最大約 1. 3m水位が上がり浸水被害が生じた。								
	3 浸水想定 (1) 利根川下流の氾濫（利根川水系利根川に係る洪水想定） 想定最大規模の降雨による洪水浸水予想区域によると、新川では萱田、桑納川では桑橋付近まで河川沿いの低地が浸水するおそれがある。特に、平戸付近、桑納付近の低地では 3 m以上 5 m未満の浸水が発生するおそれがある。 (2)高崎川（印旛沼流域）の氾濫（利根川水系高崎川に係る洪水想定） 想定最大規模の降雨による印旛沼流域の洪水浸水予想区域によると、神崎川沿いの低地、新川と神崎川の合流部付近や桑納川及び石神川沿いの低地、高野川沿いの低地でそれぞれ 0. 5m 以上 3 m未満の浸水が発生するおそれがある。 (3) 勝田川（利根川水系印旛放水路(大和田機場～東京湾区間) 及び勝田川に係る洪水想定） 想定最大規模の降雨による洪水浸水予想区域によると、勝田川では川沿いの田畑で 3 m未満の浸水が発生するおそれがある。印旛放水路では、大和田付近、1 号幹線沿い、勝田台南三丁目付近の市街地で 3 m未満の浸水が発生すするおそれがある。 (4) 戸神川（利根川水系戸神川に係る洪水想定） 想定最大規模の降雨による洪水浸水予想区域によると、桑納川沿いの田畑で 3 m未満の浸水が発生するおそれがある。	3 浸水想定 (1) 利根川下流の氾濫 想定最大規模の降雨による洪水浸水予想区域によると、洪水は新川では萱田、桑納川では桑橋付近まで達し河川沿いの低地が浸水する。特に、平戸付近、桑納付近の低地では 5 m以上浸水するおそれがある。 (2)高崎川（印旛沼流域）の氾濫 想定最大規模の降雨による印旛沼流域の洪水浸水予想区域によると、神崎川沿いの低地、新川と神崎川の合流部付近の低地でそれぞれ深いところで 2 m～ 5 m浸水するおそれがある。 その他、桑納川及び石神川沿いの低地で、2 m以下の浸水が発生するおそれがある。								
	第 2 土砂災害 1 災害履歴 (2)主な土砂災害 ア 平成 3 年 秋雨前線・台風第21号 日本付近に秋雨前線が停滞しており、関東地方では10月 6 日頃から断続的に雨が降り続いていた。 そこへ南海上をゆっくり北上した台風第21号が秋雨前線を刺激したことで、10月11日 8 時頃から降雨が強くなり、また、10月13日12時頃まで雨は強まったり弱まったりしながら降り続き、市内で 6 棟の床下浸水、8 箇所の道路冠水、23箇所の崖崩れが発生した。 特徴として、断続的に約 6 日間降り続いた雨で地盤が緩み、そこへ降雨のピークを迎えたことで、市内各所で崖崩れが多発したと考えられる。 イ 平成 25 年 台風第 26 号 平成 25 年 10 月 10 日にマリアナ諸島付近で発生した台風第 26 号は、16 日明け方に大型で強い勢力で伊豆諸島北部を通過し、東日本、北日本の太平洋側を中心に大雨をもたらした。 本市では、10 月 15 日から 16 日までにかけて連続雨量 306mm、最大 1 時間降水量 58. 5mm（正時）の豪雨	第 2 土砂災害 1 災害履歴 (2)主な土砂災害 ア 平成 3 年 秋雨前線・台風21号 日本付近に秋雨前線が停滞しており、関東地方では10月 6 日頃から断続的に雨が降り続いていた。 そこへ南海上をゆっくり北上した台風21号が秋雨前線を刺激したことで、10月11日 8 時頃から降雨が強くなり、また、10月13日12時頃まで雨は強まったり弱まったりしながら降り続き、市内で 6 棟の床下浸水、8 箇所の道路冠水、23箇所の崖崩れが発生した。 特徴として、断続的に約 6 日間降り続いた雨で地盤が緩み、そこへ降雨のピークを迎えたことで、市内各所で崖崩れが多発したと考えられる。 イ 平成 25 年 台風 26 号 平成 25 年 10 月 10 日にマリアナ諸島付近で発生した台風 26 号は、16 日明け方に大型で強い勢力で伊豆諸島北部を通過し、東日本、北日本の太平洋側を中心に大雨をもたらした。 本市では、10 月 15 日から 16 日までにかけて連続雨量 306mm、最大 1 時間降水量 58. 5mm（正時）の豪雨								

八千代市地域防災計画（素案）【風水害編】新旧対照表		
頁	新	旧
	となり、この豪雨で崖崩れが8件発生した。 〈略〉	となり、この豪雨で崖崩れが8件発生した。 〈略〉
1-5	エ 平成29年 台風第21号 平成29年10月16日にカロリン諸島付近で発生した台風第21号は、<u>22日夜遅くには東海道沖を北北東に進んだ後、23日03時頃に超大型の強い勢力で静岡県に上陸した。</u>平成3年以降で初めて「超大型」の状態で静岡県に上陸し、神奈川県や東京都を通過し、23日に茨城県日立市沖に抜けた。西日本を中心に暴風が吹き荒れ、西日本から東北地方までで大雨となった。 本市では、10月21日から23日までにかけて連続雨量149.5mm、最大1時間降水量16.0mmの豪雨となり、この豪雨で崖崩れが1件、倒木1か所、麦丸7号線通行止め、支柱倒壊2か所が発生した。	エ 平成29年 台風21号 平成29年10月16日にカロリン諸島付近で発生した台風21号は、<u>16日明け方に大型で強い勢力で伊豆諸島北部を通過し、</u>平成3年以降で初めて「超大型」の状態で静岡県に上陸し、神奈川県や東京都を通過し、23日に茨城県日立市沖に抜けた。西日本を中心に暴風が吹き荒れ、西日本から東北地方までで大雨となった。 本市では、10月21日から23日までにかけて連続雨量149.5mm、最大1時間降水量16.0mmの豪雨となり、この豪雨で崖崩れが1件、倒木1か所、麦丸7号線通行止め、支柱倒壊2か所が発生した。
	オ 令和元年10月25日の大雨 令和元年10月<u>19</u>日にマーシャル諸島付近で発生した台風第21号は、24日に小笠原諸島の父島などに最接近した。日本に上陸はしなかったが、この台風から暖かく湿った空気が流れ込んで大気の状態が不安定となり、関東地方と東北地方の太平洋側で大雨になった。特に千葉県と福島県で記録的な大雨となった。 本市では、10月25日から26日までにかけて連続雨量184.5mm、最大1時間降水量38.0mmの豪雨となり、この豪雨で崖崩れが1件、公共施設被害14か所、麦丸7号線等7か所通行止め、床下浸水5件が発生した。 ※参考 資料編12-1 風水害・土砂災害履歴（平成3年～令和<u>5</u>年）	オ 令和元年 台風21号 令和元年10月<u>18</u>日にマーシャル諸島付近で発生した台風21号は、24日に小笠原諸島の父島などに最接近した。日本に上陸はしなかったが、この台風から暖かく湿った空気が流れ込んで大気の状態が不安定となり、関東地方と東北地方の太平洋側で大雨になった。特に千葉県と福島県で記録的な大雨となった。 本市では、10月25日から26日までにかけて連続雨量184.5mm、最大1時間降水量38.0mmの豪雨となり、この豪雨で崖崩れが1件、公共施設被害14か所、麦丸7号線等7か所通行止め、床下浸水5件が発生した。 ※参考 資料編12-1 風水害・土砂災害履歴（平成3年～令和3年）
	2 危険区域他 市内には、土砂災害防止対策の推進に関する法律により、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が<u>69</u>か所指定されている。さらに、そのうち58か所は建築構造が規制される土砂災害特別警戒区域に指定されている。これらの土砂災害警戒区域は、低地と台地の境界線の段丘崖に分布しており、特に、新川の西側と、桑納川の北側に多く分布する。 〈略〉	2 危険区域 市内には、土砂災害防止対策の推進に関する法律により、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が<u>63</u>か所指定されている。さらに、そのうち54か所は建築構造が規制される土砂災害特別警戒区域に指定されている。これらの土砂災害警戒区域は、低地と台地の境界線の段丘崖に分布しており、特に、新川の西側と、桑納川の北側に多く分布する。 〈略〉
	第3 風害 本市では、平成3年から令和3年にかけて26回の強風被害が記録されており、そのうち7月～10月に発生しているものの多くは台風に起因する。 平成30年9月<u>21</u>日にマリアナ諸島付近で発生した台風第24号は、25日には猛烈な勢力に発達し、30日20時頃に中心気圧960hPa・最大風速40m/sの大型で強い勢力で和歌山県田辺市付近に上陸した。南西諸島や静岡県、南関東など東日本の太平洋側を中心に記録的な暴風となり、全国55地点で最大瞬間風速が観測史上最大を記録した。本市では、9月29日に積算雨量67mm、最大1時間降水量17.5mm、瞬間最大風速42.6m/sを記録し、市内各所で倒木や農作物被害、停電等が発生した。また、台風通過後に塩害による被害として、電線からの火花現象が発生した。 令和元年<u>9月5</u>日に<u>南鳥島近海</u>で発生した台風第15号は、徐々に発達し、9月8日21時には中心気圧955hPa・最大風速45m/sの非常に強い勢力となった。台風はこの勢力を保ったまま三浦半島に接近、東京湾に抜けて北東に進み、9日5時前には千葉県千葉市付近に上陸した。関東地方に上陸したものとしては観測史上最強クラスの勢力であり、千葉県を中心に甚大な被害を出した。その後、茨城県水戸市付近で海上に出た台風は、福島県や宮城県を暴風・強風域に巻き込みながら東進した。本市では、9月9日に積算雨量56.5mm、最大1時間降水量17.5mm、瞬間最大風速40.1m/sを記録し、市内で44か所の倒木や約13億円の農作物被害、約12,600件の停電等が発生した。 〈略〉	第3 風害 本市では、平成3年から令和3年にかけて26回の強風被害が記録されており、そのうち7月～10月に発生しているものの多くは台風に起因する。 平成30年9月<u>18</u>日にマリアナ諸島付近で発生した台風24号は、25日には猛烈な勢力に発達し、30日20時頃に中心気圧960hPa・最大風速40m/sの大型で強い勢力で和歌山県田辺市付近に上陸した。南西諸島や静岡県、南関東など東日本の太平洋側を中心に記録的な暴風となり、全国55地点で最大瞬間風速が観測史上最大を記録した。本市では、9月29日に積算雨量67mm、最大1時間降水量17.5mm、瞬間最大風速42.6m/sを記録し、市内各所で倒木や農作物被害、停電等が発生した。また、台風通過後に塩害による被害として、電線からの火花現象が発生した。 令和元年<u>8月30</u>日に<u>マーシャル諸島付近</u>で発生した台風15号は、徐々に発達し、9月8日21時には中心気圧955hPa・最大風速45m/sの非常に強い勢力となった。台風はこの勢力を保ったまま三浦半島に接近、東京湾に抜けて北東に進み、9日5時前には千葉県千葉市付近に上陸した。関東地方に上陸したものとしては観測史上最強クラスの勢力であり、千葉県を中心に甚大な被害を出した。その後、茨城県水戸市付近で海上に出た台風は、福島県や宮城県を暴風・強風域に巻き込みながら東進した。本市では、9月9日に積算雨量56.5mm、最大1時間降水量17.5mm、瞬間最大風速40.1m/sを記録し、市内で44か所の倒木や約13億円の農作物被害、約12,600件の停電等が発生した。 〈略〉
	〈総則編へ移行〉	第5節 防災ビジョン 〈略〉

八千代市地域防災計画（素案）【風水害編】新旧対照表				
頁	新		旧	
	第2章 災害予防計画		第2章 災害予防計画	
2-1	第2節 治水対策の推進		第2節 治水対策の推進	
	項 目	担 当 部	関 係 機 関	
	第1 河川の整備	都市整備部	千葉土木事務所，利根川下流河川事務所	
	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
第1 河川の整備 【都市整備部】 河川の氾濫による災害を未然に防止するために，一級河川の治水対策を国・県に要請する。 また，市が管理する2つの準用河川の適正な維持管理に努め，準用河川高野川については，溢水を改善させるために準用河川高野川改修事業を進める。		第1 河川の整備 【都市整備部】 河川の氾濫による災害を防止していくために，一級河川の印旛放水路（新川・花見川）・石神川・神崎川の整備を県に要請する。 また，市が管理する2つの準用河川のうち準用河川高野川については，溢水を改善させるために，準用河川高野川流域は，降雨による道路や農地の冠水が頻繁に発生していることから，溢水対策として準用河川高野川改修事業を進める。その他，準用河川花輪川が降雨等による土砂堆積で流下能力が低下しているため，定期的な維持補修（浚渫等）を行い，適正な維持管理に努める。		
第2 公共下水道（雨水）の整備 【上下水道局】 都市化の進展に伴う雨水流出量の増加や集中豪雨による浸水被害などを防止するため，雨水排水施設の整備を検討し，浸水対策を推進する。 また，下水道法に基づき，管理する排水施設を補完する施設のうち河川等の公共水域から当該排水施設への逆流を防止するために設けた樋門又は樋管（操作を伴うものに限る。）の操作規則を定め，適切に操作する体制を確保する。		第2 公共下水道（雨水）の整備 【上下水道局】 八千代1号幹線沿いの浸水対策を進めるとともに，開発事業に整合する地域的な雨水排除施設の調査・検討を実施し，都市型災害を未然に防ぐための整備を推進する。		
第3 雨水流出抑制施策の推進 【都市整備部 上下水道局】 集中豪雨等洪水時の河川・下水道への流出軽減を図るため，開発行為等で雨水の貯留・浸透施設について適正な指導を行い，雨水流出抑制施策を推進する。 特に，公共公益施設への雨水貯留施設や道路・公共駐車場における透水性舗装等の雨水流出抑制施設の設置を推進する。また民間開発事業において，雨水流出抑制施設設置の適正な指導を行う。		第3 雨水流出抑制施策等の推進 【都市整備部 上下水道局】 集中豪雨等洪水時の河川等への流出軽減を図るため，雨水の貯留・浸透施設の設置，雑用水等への雨水利用の導入，地域排水及び道路排水施設等の雨水排水施設の整備・改修など総合的な雨水流出抑制施策等を推進する。 特に，市域中央部における河川流域を中心として，公共公益施設への雨水貯留施設や道路・公共駐車場における透水性舗装等の雨水流出抑制施設の設置を推進する。また民間開発事業において，雨水貯留施設設置の適正な指導を行う。		
2-2	第3節 被害の軽減・防止		第3節 被害の軽減・防止	
	項 目	担 当 部	関 係 機 関	
	〈略〉	〈略〉	〈略〉	
	第4 雪害の軽減・防止	都市整備部	千葉国道事務所，千葉土木事務所，東京電力パワーグリッド(株)，東日本電信電話(株)	
	第5 災害に強いまちづくり	都市整備部	県	
2-3	第1 水害の軽減・防止 4 警戒避難体制の整備 【総務部 都市整備部 上下水道局 健康福祉部】 (2) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等 市は，浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設について，本計画にその名称及び所在地を定める。 本計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は，利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し，市長に報告するとともに，避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。 〈略〉		第1 水害の軽減・防止 4 警戒避難体制の整備 【総務部 都市整備部 上下水道局 健康福祉部】 (2) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等 市は，浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設について，本計画にその名称及び所在地を定める。(令和4年2月現在該当施設なし) 本計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は，利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し，市長に報告するとともに，避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。 〈略〉	
	第2 土砂災害の軽減・防止 2 土砂災害対策 【都市整備部 総務部】 崖・よう壁等の急傾斜地については，災害の発生を未然に防止し，また災害が発生した場合における被害を最小限に留めるため，県は市と協議して，急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき，急傾斜地崩壊危険区域を指定し，①要配慮者利用施設に係る危険箇所，②避難所や避難路を有する危険箇所，③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備等の災害防止工事を施すなどの改善措置をとること		第2 土砂災害の軽減・防止 2 土砂災害対策 【都市整備部 総務部】 崖・よう壁等の急傾斜地については，災害の発生を未然に防止し，また災害が発生した場合における被害を最小限に留めるため，県は，急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき，急傾斜地崩壊危険区域を指定し，①要配慮者利用施設に係る危険箇所，②避難所や避難路を有する危険箇所，③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備等の災害防止工事を施すなどの改善措置をとることとなってい	

八千代市地域防災計画（素案）【風水害編】新旧対照表		
頁	新	旧
	となっている。 市は、規制指導の強化を国や県に要請し、<u>土砂災害警戒区域等</u>の促進を図る。<u>さらに</u>、必要に応じて調査を行うなどして、危険箇所の把握に努める。 また、土砂災害を被るおそれのある場所を本計画に掲載するとともに、広報紙への掲載、ハザードマップ(<u>Web版防災ハザードマップ含む</u>)やパンフレットの作成・配布、説明会の開催等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて一般への周知に努める。	る。 市は、<u>この法律に基づき</u>、規制指導の強化を国や県に要請し、<u>住民の理解や協力を得ながら</u>、<u>危険区域指定</u>の促進を図る。<u>また</u>、必要に応じて調査を行うなどして、危険箇所の把握に努める。 <u>さらに</u>、土砂災害を被るおそれのある場所を本計画に掲載するとともに、広報紙への掲載、ハザードマップやパンフレットの作成・配布、説明会の開催等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて一般への周知に努める。<u>また</u>、八千代市 Web 版防災ハザードマップの周知を推進する。
	3 土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の確立 【総務部 健康福祉部 都市整備部】 (1) 警戒避難体制の整備 市内には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が県により 69 か所（うち特別警戒区域 58 か所）指定されている。 これらの土砂災害警戒区域ごとに、防災パトロールの実施、避難情報の伝達・周知手段の確保、避難施設その他の避難場所及び避難経路等を含めた避難計画の作成など、警戒区域内居住者の安全確保のために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。 併せて、土砂災害が<u>発生するおそれのある</u>箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の確立に努める。 ＜略＞	3 土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の確立 【都市整備部 総務部 健康福祉部 】 (1) 警戒避難体制の整備 市内には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が県により 63 か所（うち特別警戒区域 54 か所）指定されている。 これらの土砂災害警戒区域ごとに、防災パトロールの実施、避難情報の伝達・周知手段の確保、避難施設その他の避難場所及び避難経路等を含めた避難計画の作成など、警戒区域内居住者の安全確保のために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。 併せて、土砂災害<u>警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険</u>箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の確立に努める。 ＜略＞
2-5	第3 風害の軽減・防止 【総務部 都市整備部 経済環境部】 1 風害防止対策 (1) 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	第3 風害の軽減・防止 【総務部 都市整備部 経済環境部】 1 風害防止対策 (1) 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発
	ア 気象情報の確認 気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、日頃から、テレビ・ラジオ等で確認するよう周知する。 なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼び掛ける「予告的な気象情報」と、「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、<u>「予告的な気象情報」と「雷注意報」は各地の气象台から、「竜巻注意情報」は気象庁から発表される。</u>各気象情報の内容は次のとおりである。 ＜略＞	ア 気象情報の確認 気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、日頃から、テレビ・ラジオ等で確認するよう周知する。 なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼び掛ける「予告的な気象情報」と、「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の气象台から発表される。各気象情報の内容は次のとおりである。 ＜略＞
2-8	第5 災害に強いまちづくり 1 災害に強いまちづくりの推進 【都市整備部】 市は、<u>水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドラインに基づき</u>、<u>災害ハザード情報の充実を図るとともに</u>、<u>地域ごとに災害リスクの可視化や分析による水災害リスクの評価を行い</u>、<u>当該リスクを軽減又は回避する対策を</u>、<u>総合的・多層的に検討する。</u>また、<u>利根川・江戸川流域治水プロジェクトに基づき</u>、<u>ハード・ソフト一体となった事前防災対策を関係機関と連携して推進する。</u> なお、<u>国の防災基本計画において</u>、<u>「立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては</u>、<u>災害リスクを考慮してハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるもの」とされたことから</u>、今後、<u>立地適正化計画の策定についても検討する。</u>	
	2 災害危険区域の指定 県は、<u>洪水等による危険の著しい区域について災害危険区域の指定を検討し</u>、<u>必要な措置を講ずる。</u>なお、<u>災害危険区域の指定を行う場合は</u>、<u>既成市街地の形成状況や浸水想定区域等を踏まえて</u>、<u>様々な建築の制限を幅広く検討する。</u>	
2-10	第4節 都市公共施設の災害対応力の強化 第2 ライフライン施設 5 通信施設	第4節 都市公共施設の災害対応力の強化 第2 ライフライン施設 5 通信施設

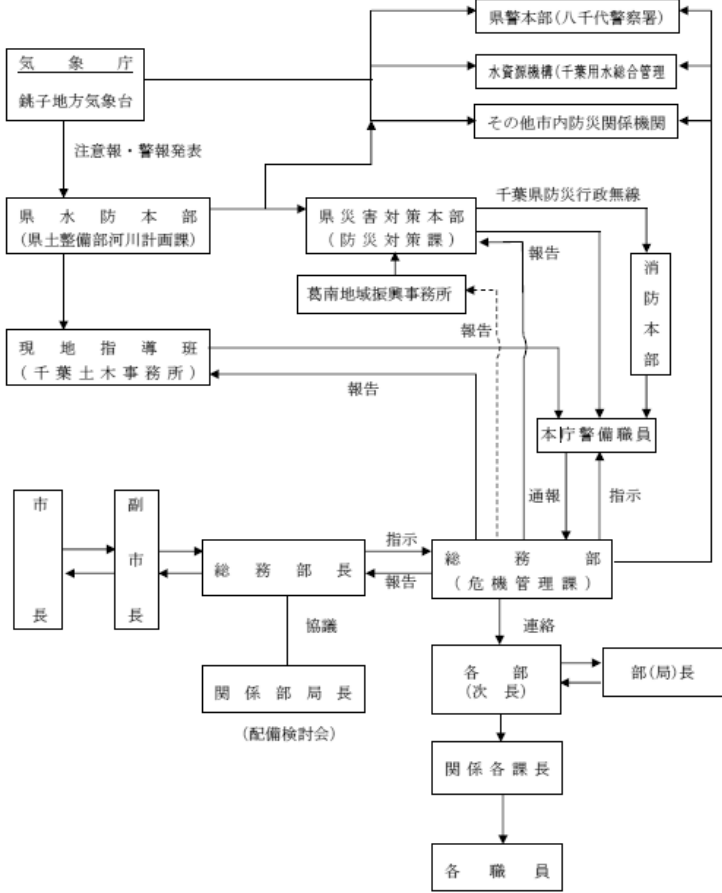
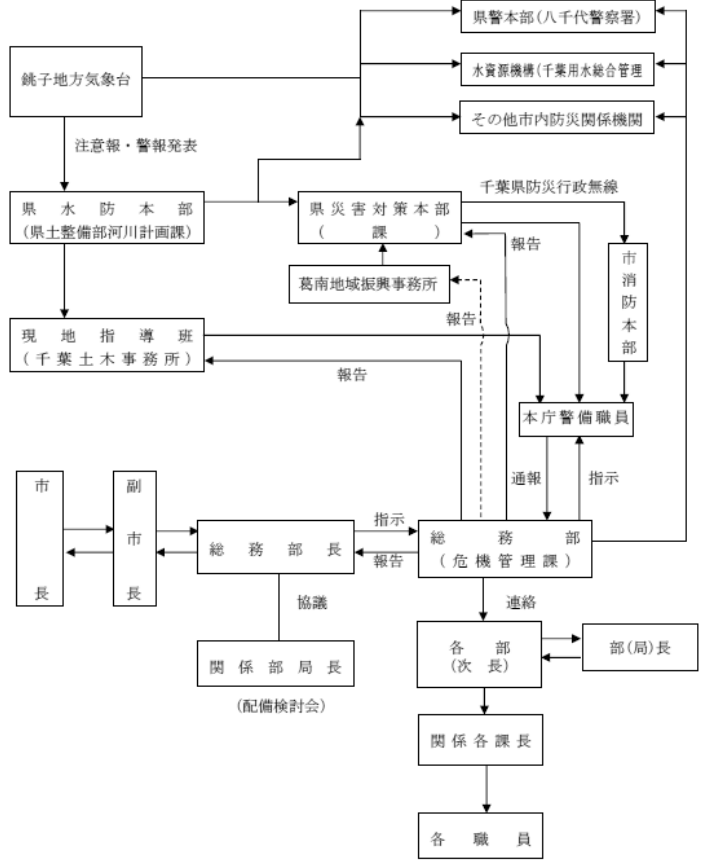
八千代市地域防災計画（素案）【風水害編】新旧対照表																												
頁	新		旧																									
	東日本電信電話(株)，(株)NTTドコモ，KDDI(株)，ソフトバンク(株)， <u>楽天モバイル(株)</u> 及び各通信事業会社は，風水害に備えて次の対策を推進する。		東日本電信電話(株)，(株)NTTドコモ，KDDI(株)，ソフトバンク(株)及び各通信事業会社は，風水害に備えて次の対策を推進する。																									
2-14	第9節 防災基礎体力の向上 第4 防災広報の充実 【企画部 総務部】		第9節 防災基礎体力の向上 第4 防災広報の充実 【企画部 総務部】																									
	＜略＞ ＜広報手段と内容＞		＜略＞ ＜広報手段と内容＞																									
	媒体	対象	内容																									
	＜略＞ SNS（ <u>X</u> ，LINE） ＜略＞	＜略＞	＜略＞ ・浸水想定区域， <u>土砂災害警戒区域</u> ・災害予防の概要（建物の風水害等対策等） ＜略＞																									
	第3章 災害応急対策計画		第3章 災害応急対策計画																									
	第1節 災害警戒期等の初動対応 第1 気象情報の収集・伝達 【本部事務局 総務部 消防部】		第1節 災害警戒期等の初動対応 第1 気象情報の収集・伝達 【本部事務局 総務部 消防部】																									
3-1	1 気象等注意報・警報の受領・伝達		1 気象等注意報・警報の受領・伝達																									
	＜略＞ 伝達を受けた関係各班（課）長は，速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ，関係出先機関等に伝達する。気象警報等の市民への伝達は，必要に応じ全市域又は局地的に防災行政用無線，防災情報メール，市ホームページ， <u>X</u> ，LINE，広報車等により，迅速かつ的確に市民に伝達する。 なお，市域に係る災害関連の注意報・警報等は次のとおりである。		＜略＞ 伝達を受けた関係各班（課）長は，速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ，関係出先機関等に伝達する。気象警報等の市民への伝達は，必要に応じ全市域又は局地的に防災行政用無線，防災情報メール，市ホームページ， <u>ツイッター</u> ，LINE，広報車等により，迅速かつ的確に市民に伝達する。 なお，市域に係る災害関連の注意報・警報等は次のとおりである。																									
	(1) 気象特別警報，警報，注意報等 気象特別警報，警報，注意報等は，銚子地方気象台から発表される。		(1) 気象特別警報，警報，注意報等 気象特別警報，警報，注意報等は，銚子地方気象台から発表される。																									
	<table><tr><th colspan="2">発表の種類</th></tr><tr><td>気象特別警報</td><td>大雨特別警報，暴風特別警報，暴風雪特別警報，大雪特別警報</td></tr><tr><td>その他の特別警報</td><td><u>土砂崩れ特別警報</u></td></tr><tr><td>気象警報</td><td>暴風警報，暴風雪警報，大雨警報，大雪警報</td></tr><tr><td>その他の警報</td><td>洪水警報，浸水警報，<u>土砂崩れ警報</u></td></tr><tr><td>気象注意報</td><td>風雪注意報，強風注意報，大雨注意報，大雪注意報，濃霧注意報，雷注意報，乾燥注意報，着氷（雪）注意報，霜注意報，低温注意報</td></tr><tr><td>その他の注意報</td><td>洪水注意報，浸水注意報，<u>土砂崩れ注意報</u></td></tr></table> <u>（注）土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に，土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に，土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に，浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に，それぞれ含めて行われる。土砂崩れ特別警報は，「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は，「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。</u> ※参考 資料編14－1 気象警報・注意報発表基準		発表の種類		気象特別警報	大雨特別警報，暴風特別警報，暴風雪特別警報，大雪特別警報	その他の特別警報	<u>土砂崩れ特別警報</u>	気象警報	暴風警報，暴風雪警報，大雨警報，大雪警報	その他の警報	洪水警報，浸水警報， <u>土砂崩れ警報</u>	気象注意報	風雪注意報，強風注意報，大雨注意報，大雪注意報，濃霧注意報，雷注意報，乾燥注意報，着氷（雪）注意報，霜注意報，低温注意報	その他の注意報	洪水注意報，浸水注意報， <u>土砂崩れ注意報</u>	<table><tr><th colspan="2">発表の種類</th></tr><tr><td>気象特別警報</td><td>大雨特別警報，暴風特別警報，暴風雪特別警報，大雪特別警報</td></tr><tr><td>気象警報</td><td>暴風警報，暴風雪警報，大雨警報，大雪警報</td></tr><tr><td>その他の警報</td><td>洪水警報，浸水警報，<u>地面現象警報</u></td></tr><tr><td>気象注意報</td><td>風雪注意報，強風注意報，大雨注意報，大雪注意報，濃霧注意報，雷注意報，乾燥注意報，着氷（雪）注意報，霜注意報，低温注意報</td></tr><tr><td>その他の注意報</td><td>洪水注意報，浸水注意報，<u>地面現象注意報</u></td></tr></table> <u>（注）浸水注意報・地面現象注意報は気象注意報を含めて行い，この注意報の標題は用いない。警報についても同様。</u> ※参考 資料編14－1 気象警報・注意報発表基準	発表の種類		気象特別警報	大雨特別警報，暴風特別警報，暴風雪特別警報，大雪特別警報	気象警報	暴風警報，暴風雪警報，大雨警報，大雪警報	その他の警報	洪水警報，浸水警報， <u>地面現象警報</u>	気象注意報	風雪注意報，強風注意報，大雨注意報，大雪注意報，濃霧注意報，雷注意報，乾燥注意報，着氷（雪）注意報，霜注意報，低温注意報	その他の注意報
発表の種類																												
気象特別警報	大雨特別警報，暴風特別警報，暴風雪特別警報，大雪特別警報																											
その他の特別警報	<u>土砂崩れ特別警報</u>																											
気象警報	暴風警報，暴風雪警報，大雨警報，大雪警報																											
その他の警報	洪水警報，浸水警報， <u>土砂崩れ警報</u>																											
気象注意報	風雪注意報，強風注意報，大雨注意報，大雪注意報，濃霧注意報，雷注意報，乾燥注意報，着氷（雪）注意報，霜注意報，低温注意報																											
その他の注意報	洪水注意報，浸水注意報， <u>土砂崩れ注意報</u>																											
発表の種類																												
気象特別警報	大雨特別警報，暴風特別警報，暴風雪特別警報，大雪特別警報																											
気象警報	暴風警報，暴風雪警報，大雨警報，大雪警報																											
その他の警報	洪水警報，浸水警報， <u>地面現象警報</u>																											
気象注意報	風雪注意報，強風注意報，大雨注意報，大雪注意報，濃霧注意報，雷注意報，乾燥注意報，着氷（雪）注意報，霜注意報，低温注意報																											
その他の注意報	洪水注意報，浸水注意報， <u>地面現象注意報</u>																											
3-2	(2) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻，ダウンバースト等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に <u>天気予報の対象と同じ発表単位（北東部，北西部，南部）</u> で発表される情報。		(2) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻，ダウンバースト等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に <u>おおむね1つの県を対象に</u> 発表される情報。																									
	(3) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような <u>猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され，かつ，キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に，気象庁から発表される。この情報が発表されたときは，土砂災害及び，低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況で</u>		(3) 記録的短時間大雨情報 数年に一度程度しか発生しないような <u>短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）したり，解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに発表される情報。</u>																									

八千代市地域防災計画（素案）【風水害編】新旧対照表																																																																										
頁	新						旧																																																																			
	あり，実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。 (5) 危険度分布（キキクル） 警報・注意報が発表されたときに，実際にどこで土砂災害，浸水害，洪水災害の危険度が高まっているのか，の<u>実況値または予測値</u>が警報・注意報の基準に到達しているのかを面的に確認できる情報。 ＜略＞ <table><tr><th>情報項目</th><th>情報の意味（更新間隔）</th><th>備 考</th></tr><tr><td>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）</td><td>大雨による土砂災害の危険度の高まりを，地図上に5段階で表示（10分，2時間先まで）</td><td>大雨警報（土砂災害）を補足する情報</td></tr><tr><td>大雨警報（浸水害）の危険度分布（<u>浸水キキクル</u>）</td><td>短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを，地図上に5段階で表示（10分，1時間先まで）</td><td>大雨警報（浸水害）を補足する情報</td></tr><tr><td>洪水警報の危険度分布（<u>洪水キキクル</u>）</td><td>指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示（10分，3時間先まで）</td><td>洪水警報を補足する情報</td></tr></table>						情報項目	情報の意味（更新間隔）	備 考	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害の危険度の高まりを，地図上に5段階で表示（10分，2時間先まで）	大雨警報（土砂災害）を補足する情報	大雨警報（浸水害）の危険度分布（ <u>浸水キキクル</u> ）	短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを，地図上に5段階で表示（10分，1時間先まで）	大雨警報（浸水害）を補足する情報	洪水警報の危険度分布（ <u>洪水キキクル</u> ）	指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示（10分，3時間先まで）	洪水警報を補足する情報																																																								
	情報項目	情報の意味（更新間隔）	備 考																																																																							
	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害の危険度の高まりを，地図上に5段階で表示（10分，2時間先まで）	大雨警報（土砂災害）を補足する情報																																																																							
	大雨警報（浸水害）の危険度分布（ <u>浸水キキクル</u> ）	短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを，地図上に5段階で表示（10分，1時間先まで）	大雨警報（浸水害）を補足する情報																																																																							
	洪水警報の危険度分布（ <u>洪水キキクル</u> ）	指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示（10分，3時間先まで）	洪水警報を補足する情報																																																																							
3-4	第3 雨量・水位情報の収集・伝達						第3 雨量・水位情報の収集・伝達																																																																			
	【本部事務局 総務部 消防部 都市整備部 上下水道部】						【本部事務局 総務部 消防部 都市整備部 上下水道部】																																																																			
	(1) 雨量情報の収集・伝達						(1) 雨量情報の収集・伝達																																																																			
	ア 通報系統						ア 通報系統																																																																			
	警防課（ <u>警防</u> ・指令班）は，銚子地方気象台から大雨注意報が発表されたときは，降り始めから10分ごとの雨量情報を雨量観測所から収集する。						警防課（指令班）は，銚子地方気象台から大雨注意報が発表されたときは，降り始めから10分ごとの雨量情報を雨量観測所から収集する。																																																																			
3-5	(2) 水位情報の収集・伝達						(2) 水位情報の収集・伝達																																																																			
	水位情報の収集は都市整備部，上下水道部が行う。						水位情報の収集は都市整備部，上下水道部が行う。																																																																			
	水位情報の通報系統，観測所（量水標）及び通報の基準は，次のとおりであるが，県から指示があった場合は，指示のとおりとする。						水位情報の通報系統，観測所（量水標）及び通報の基準， <u>間隔等</u> は，次のとおりであるが，県から指示があった場合は，指示のとおりとする。																																																																			
	また，八千代1号幹線に設置の監視カメラによる情報収集を行う。						また，八千代1号幹線に設置の監視カメラによる情報収集を行う。																																																																			
	イ 観測所（量水標）の位置及び通報水位・警戒水位等						イ 観測所（量水標）の位置及び通報水位・警戒水位等																																																																			
<table><tr><th>河川等名</th><th>観測所の位置（量水標）</th><th>零点高 (YP)※1</th><th>警戒水位</th><th>量水標水位※2</th><th>計画高 (危険)水位</th><th>量水標水位※2</th><th>水路深</th></tr><tr><td>印旛放水路（新川）</td><td>大和田機場（上）</td><td>+0.00m</td><td>－</td><td>－</td><td>+4.250m</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>印旛放水路（花見川）</td><td>大和田機場（下）</td><td>+0.00m</td><td>－</td><td>－</td><td>+8.450m</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr></table>								河川等名	観測所の位置（量水標）	零点高 (YP)※1	警戒水位	量水標水位※2	計画高 (危険)水位	量水標水位※2	水路深	印旛放水路（新川）	大和田機場（上）	+0.00m	－	－	+4.250m	－		印旛放水路（花見川）	大和田機場（下）	+0.00m	－	－	+8.450m	－		＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	<table><tr><th>河川等名</th><th>観測所の位置（量水標）</th><th>零点高 (YP)※1</th><th>警戒水位</th><th>量水標水位※2</th><th>計画高 (危険)水位</th><th>量水標水位※2</th><th>水路深</th></tr><tr><td>印旛放水路（新川）</td><td>大和田<u>排水</u>機場（上）</td><td>+0.00m</td><td>－</td><td>－</td><td>+4.250m</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>印旛放水路（花見川）</td><td>大和田<u>排水</u>機場（下）</td><td>+0.00m</td><td>－</td><td>－</td><td>+8.450m</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr></table>			河川等名	観測所の位置（量水標）	零点高 (YP)※1	警戒水位	量水標水位※2	計画高 (危険)水位	量水標水位※2	水路深	印旛放水路（新川）	大和田 <u>排水</u> 機場（上）	+0.00m	－	－	+4.250m	－		印旛放水路（花見川）	大和田 <u>排水</u> 機場（下）	+0.00m	－	－	+8.450m	－		＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞
河川等名	観測所の位置（量水標）	零点高 (YP)※1	警戒水位	量水標水位※2	計画高 (危険)水位	量水標水位※2	水路深																																																																			
印旛放水路（新川）	大和田機場（上）	+0.00m	－	－	+4.250m	－																																																																				
印旛放水路（花見川）	大和田機場（下）	+0.00m	－	－	+8.450m	－																																																																				
＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞																																																																			
河川等名	観測所の位置（量水標）	零点高 (YP)※1	警戒水位	量水標水位※2	計画高 (危険)水位	量水標水位※2	水路深																																																																			
印旛放水路（新川）	大和田 <u>排水</u> 機場（上）	+0.00m	－	－	+4.250m	－																																																																				
印旛放水路（花見川）	大和田 <u>排水</u> 機場（下）	+0.00m	－	－	+8.450m	－																																																																				
＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞																																																																			
ウ 通報基準								ウ 通報基準とその間隔等																																																																		
① 警戒監視を始めたとき ② <u>警戒水位に達する見込みがあるとき</u> ③ 警戒水位に達したとき ④ 計画高水位に達したとき ⑤ 警戒水位を下回り，再度達する見込みが無いとき								① <u>警戒水位に達する見込みがあり警戒監視を始めたとき</u> ② <u>以後警戒監視体制を解除するまでの間，10分ごとに行う</u> ③ 警戒水位に達したとき ④ 計画高水位に達したとき ⑤ 警戒水位に下ったとき ⑥ <u>急激に水位上昇したとき</u>																																																																		

八千代市地域防災計画（素案）【風水害編】新旧対照表

頁	新	旧
3-7	第2節 応急活動体制 第1 警戒配備等 【総務部 企画部 健康福祉部 都市整備部 上下水道部 消防部】 1 警戒配備体制 (1) 配備検討会 ＜略＞ (1) 台風の接近が予想される場合など、事前に対策が必要と見込まれるとき (2) 気象庁発表の府県気象情報において、100mmを超える降雨が予想されたとき (3) 気象状況などから避難所の設置が必要と見込まれるとき (4) 本市周辺の河川の水防警報又は利根川下流等の洪水予報が発表されたとき (5) 印旛利根川水防事務組合や近隣の自治体が水防本部を設置したとき、又は水防配備体制を発令したとき (6) その他、被害の発生が予想される場合で、総務部長が必要と認めたとき ＜略＞	第2節 応急活動体制 第1 警戒配備等 【総務部 企画部 健康福祉部 都市整備部 上下水道部 消防部】 1 警戒配備体制 (1) 配備検討会 ＜略＞ (1) 気象庁が大雨・暴風・高潮・洪水・大雪・暴風雪警報の1つ以上を市域に発表したとき (2) 深夜から明け方に前記の警報の発表が予想され、総務部長が必要と認めたとき (3) 台風の接近が予想される場合など、事前に対策が必要と見込まれるとき (4) 気象庁発表の府県気象情報において、100mmを超える降雨が予想されたとき (5) 気象状況などから避難所の設置が必要と見込まれるとき (6) 本市周辺の河川の水防警報又は利根川下流の洪水予報が発表されたとき (7) 印旛利根川水防事務組合や近隣の自治体が水防本部を設置したとき、又は水防配備体制を発令したとき (8) その他、被害の発生が予想される場合で、総務部長が必要と認めたとき ＜略＞
3-8	2 夜間・休日等の対応 (2) 初期対応時の任務 ア 本庁守衛室職員及び消防本部警防課(指揮指令係)職員 本庁守衛室職員及び消防本部警防課(指揮指令係)職員は、次のとおり行う。 ＜略＞	2 夜間・休日等の対応 (2) 初期対応時の任務 ア 本庁守衛室職員及び消防本部警防課(指揮指令担当)職員 本庁守衛室職員及び消防本部警防課(指揮指令担当)職員は、次のとおり行う。 ＜略＞
3-9	イ 特別非常参集職員 ＜略＞ 警戒配備体制の伝達系統図（勤務時間内） <pre>graph TD A[気象庁 銚子地方気象台] -- "注意報・警報発表" --> B[県水防本部 (県土整備部河川計画課)] A --> C[県警本部(八千代警察署)] A --> D[水資源機構(千葉用水総合管理)] A --> E[その他市内防災関係機関] B -- "千葉県防災行政無線" --> F[県災害対策本部 (防災対策課)] B --> G[現地指導班 (千葉土木事務所)] F -- "報告" --> C F -- "報告" --> D F -- "報告" --> E F -- "報告" --> H[消防本部] F -- "報告" --> I[葛南地域振興事務所] I -- "報告" --> G G -- "報告" --> J[総務部長] J -- "指示" --> K[総務部 (危機管理課)] K -- "報告" --> J K -- "連絡" --> L[各部長 (次長)] L --> M[関係各課長] M --> N[各職員]</pre>	イ 特別非常参集職員 ＜略＞ 警戒配備体制の伝達系統図（勤務時間内） <pre>graph TD A[銚子地方気象台] -- "注意報・警報発表" --> B[県水防本部 (県土整備部河川計画課)] A --> C[県警本部(八千代警察署)] A --> D[水資源機構(千葉用水総合管理)] A --> E[その他市内防災関係機関] B -- "千葉県防災行政無線" --> F[県災害対策本部 (課)] B --> G[現地指導班 (千葉土木事務所)] F -- "報告" --> C F -- "報告" --> D F -- "報告" --> E F -- "報告" --> H[消防本部] F -- "報告" --> I[葛南地域振興事務所] I -- "報告" --> G G -- "報告" --> J[総務部長] J -- "指示" --> K[総務部 (危機管理課)] K -- "報告" --> J K -- "連絡" --> L[各部長 (次長)] L --> M[関係各課長] M --> N[各職員]</pre>

八千代市地域防災計画（素案）【風水害編】新旧対照表

頁	新	旧												
3-10	警戒配備体制の伝達系統図（勤務時間外） 	警戒配備体制の伝達系統図（勤務時間外） 												
3-11	3 災害警戒段階における広報 【企画部 上下水道部 消防部】 災害警戒段階では、浸水や崖崩れのおそれがある地区を中心に、可能な限り先行的に広報する。 <table border="1" data-bbox="246 1209 1484 1331"><thead><tr><th>主な広報内容</th><th>広 報 手 段</th><th>実施地区</th></tr></thead><tbody><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉 ○市ホームページ，SNS（<u>X</u>，LINE）等</td><td>〈略〉</td></tr></tbody></table>	主な広報内容	広 報 手 段	実施地区	〈略〉	〈略〉 ○市ホームページ，SNS（ <u>X</u> ，LINE）等	〈略〉	3 災害警戒段階における広報 【企画部 上下水道部 消防部】 災害警戒段階では、浸水や崖崩れのおそれがある地区を中心に、可能な限り先行的に広報する。 <table border="1" data-bbox="1549 1209 2810 1367"><thead><tr><th>主な広報内容</th><th>広 報 手 段</th><th>実施地区</th></tr></thead><tbody><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉 ○市ホームページ，SNS（<u>ツイッター</u>，LINE）等</td><td>〈略〉</td></tr></tbody></table>	主な広報内容	広 報 手 段	実施地区	〈略〉	〈略〉 ○市ホームページ，SNS（ <u>ツイッター</u> ，LINE）等	〈略〉
主な広報内容	広 報 手 段	実施地区												
〈略〉	〈略〉 ○市ホームページ，SNS（ <u>X</u> ，LINE）等	〈略〉												
主な広報内容	広 報 手 段	実施地区												
〈略〉	〈略〉 ○市ホームページ，SNS（ <u>ツイッター</u> ，LINE）等	〈略〉												
	第2 応急対策本部 【本部事務局 各部】 1 設置基準及び配備体制 〈略〉 (1) 台風等の接近に伴い、大雨注意報若しくは洪水注意報が発表され、かつ、市が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき (2) 市内に大雨警報、洪水警報、暴風警報などの警戒レベル3相当の気象情報等が発表されたとき (3) 深夜から明け方に前記の気象情報の発表が予想され、総務部長が必要と認めたとき (4) 20mm／時間以上の降雨が数時間予想されるとき (5) 高齢者等避難を発令したとき (6) その他大きな被害の発生が予想される場合で、総務部長が必要と認めたとき なお、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の者が代行する。 <table border="1" data-bbox="258 1854 1383 1896"><tr><td>第1順位 副市長</td><td>第2順位 総務部長</td><td>第3順位 企画部長</td></tr></table>	第1順位 副市長	第2順位 総務部長	第3順位 企画部長	第2 応急対策本部 【本部事務局 各部】 1 設置基準及び配備体制 〈略〉 (1) 市内に土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報、若しくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき (2) 気象警報が発表され、かつ、市が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき (3) 深夜から明け方に前記の情報の発表が予想され、総務部長が必要と認めたとき (4) 台風等の接近に伴い大雨注意報若しくは洪水注意報が発表されたとき (5) 20mm／時間以上の降雨が数時間予想されるとき (6) 高齢者等避難を発令したとき (7) その他大きな被害の発生が予想される場合で、総務部長が必要と認めたとき なお、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の者が代行する。 <table border="1" data-bbox="1570 1896 2694 1936"><tr><td>第1順位 副市長</td><td>第2順位 総務部長</td><td>第3順位 企画部長</td></tr></table>	第1順位 副市長	第2順位 総務部長	第3順位 企画部長						
第1順位 副市長	第2順位 総務部長	第3順位 企画部長												
第1順位 副市長	第2順位 総務部長	第3順位 企画部長												

八千代市地域防災計画（素案）【風水害編】新旧対照表				
頁	新			旧
3-12	応急対策本部設置時の配備基準及び配備体制			応急対策本部設置時の配備基準及び配備体制
	区分	配 備 基 準		配 備 体 制
	第1配備	指令配備	○台風等の接近に伴い、大雨注意報若しくは洪水注意報が発表され、かつ、市が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき ○市内に大雨警報、洪水警報、暴風警報などの警戒レベル3相当の気象情報等が発表されたとき ○深夜から明け方に前記の気象情報の発表が予想され、総務部長が必要と認めたとき ○20mm／時間以上の降雨が数時間予想されるとき ○高齢者等避難を発令したとき ○市長が必要と認めたとき	警戒配備体制を強化するとともに、災害関係課及び本部事務局職員等で、情報収集連絡活動を円滑に行い、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。 （市長又は副市長が登庁）
※配備ごとの所要人員は、各課等において所掌業務等を勘案してあらかじめ定める。 ただし、気象情報等を考慮し、各部で参集職員を調整できるものとする。				
第3 災害対策本部 【本部事務局 各部】				
1 設置基準及び配備内容				
市長は、次の条件において必要と認めたときは、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。				
(1) 記録的短時間大雨情報又は土砂災害警戒情報等の警戒レベル4相当の気象情報等が発表されたとき (2) 市内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき ア 大雨特別警報 イ 暴風特別警報 ウ 暴風雪特別警報 エ 大雪特別警報 (3) 以下のアからウのいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めたとき。 ア 本市が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき イ 局地的な被害が発生し、大規模な被害が発生するおそれがあるとき ウ 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき (4) 大規模な被害が発生するおそれがあるとき (5) 避難指示を発令したとき (6) その他、総合的応急対策を必要と認めたとき				
なお、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の者が代行する。				
第1順位 副市長 第2順位 総務部長 第3順位 企画部長				
第3 災害対策本部 【本部事務局 各部】				
1 設置基準及び配備内容				
市長は、次の条件において必要と認めたときは、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。				
(1) 記録的短時間大雨情報又は土砂災害警戒情報等が発表されたとき (2) 市内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき ア 大雨特別警報 イ 暴風特別警報 ウ 暴風雪特別警報 エ 大雪特別警報 (3) 以下のアからウのいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めたとき。 ア 本市の一部が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき イ 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ウ 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき (4) 本市の全域が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき。^(※) ※本市の区域が暴風域に入るまでに設置するものとする (5) 避難指示を発令したとき (6) その他総合的応急対策を必要と認めたとき				
なお、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の者が代行する。				
第1順位 副市長 第2順位 総務部長 第3順位 企画部長				
3-13	本部設置時の配備基準及び配備体制			本部設置時の配備基準及び配備体制
	区分	配 備 基 準		配 備 内 容
	第2配備	指令配備	○記録的短時間大雨情報又は土砂災害警戒情報等の警戒レベル4相当の気象情報等が発表されたとき ○市内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき ア 大雨特別警報 イ 暴風特別警報 ウ 暴風雪特別警報 エ 大雪特別警報 ○以下のアからウのいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めたとき	<略>
	第2配備	指令配備	○記録的短時間大雨情報又は土砂災害警戒情報が発表されたとき ○市内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき ア 大雨特別警報 イ 暴風特別警報 ウ 暴風雪特別警報 エ 大雪特別警報 ○以下のアからウのいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めたとき	<略>

八千代市地域防災計画（素案）【風水害編】新旧対照表																																								
頁		新					旧																																	
				ア 本市が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき イ 局地的な被害が発生し、大規模な被害が発生するおそれがあるとき ウ 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき ○大規模な被害が発生するおそれがあるとき ○避難指示を発令したとき ○市長が必要と認めたとき				ア 本市の一部が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき イ 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ウ 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき ○本市の全域が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき。 ○避難指示を発令したとき ○市長が必要と認めたとき																																
		＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞	＜略＞																															
	＜略＞					＜略＞																																		
3-16	第3節 職員の動員・配備及び応援の要請等 第1 職員の動員・配備 【本部事務局 総務部 各部】 3 動員の区分及び動員人員 職員の動員（配備）は、配備基準に応じて指定されるものであるが、天候・気象や夜間・休日の事態を考慮して本部の運営に支障がないように計画する。 特に、配備に就く職員には事前に研修等を行い、体制を維持できるよう教育する。また、班（課）長は、活動の状況等を考慮して、動員する職員数を調整できるものとする。					第3節 職員の動員・配備及び応援の要請等 第1 職員の動員・配備 【本部事務局 総務部 各部】 3 動員の区分及び動員人員 職員の動員（配備）は、配備基準に応じて指定されるものであるが、夜間・休日の事態を考慮して本部の運営に支障がないように計画する。 特に、配備に就く職員には事前に研修等を行い、体制を維持できるよう教育する。また、班（課）長は、活動の状況等を考慮して、動員する職員数を調整できるものとする。																																		
3-18	4 職員の配置及び服務 (3) 職員の服務 <table><tr><td colspan="2">＜略＞</td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr><tr><td>主に勤務時間外における遵守事項</td><td>ア 災害が「風水害時等の配備基準及び体制」（風水害-3-16～17）に定める事項に該当することを知ったとき、又は該当することが予測されるときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。 ＜略＞</td></tr></table>					＜略＞		＜略＞	＜略＞	主に勤務時間外における遵守事項	ア 災害が「風水害時等の配備基準及び体制」（風水害-3-16～17）に定める事項に該当することを知ったとき、又は該当することが予測されるときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。 ＜略＞	4 職員の配置及び服務 (3) 職員の服務 <table><tr><td colspan="2">＜略＞</td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr><tr><td>主に勤務時間外における遵守事項</td><td>ア 災害が「風水害時等の配備基準及び体制」（P3-16～17）に定める事項に該当することを知ったとき、又は該当することが予測されるときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。 ＜略＞</td></tr></table>					＜略＞		＜略＞	＜略＞	主に勤務時間外における遵守事項	ア 災害が「風水害時等の配備基準及び体制」（P3-16～17）に定める事項に該当することを知ったとき、又は該当することが予測されるときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。 ＜略＞																		
＜略＞																																								
＜略＞	＜略＞																																							
主に勤務時間外における遵守事項	ア 災害が「風水害時等の配備基準及び体制」（風水害-3-16～17）に定める事項に該当することを知ったとき、又は該当することが予測されるときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。 ＜略＞																																							
＜略＞																																								
＜略＞	＜略＞																																							
主に勤務時間外における遵守事項	ア 災害が「風水害時等の配備基準及び体制」（P3-16～17）に定める事項に該当することを知ったとき、又は該当することが予測されるときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。 ＜略＞																																							
	5 各部の配備・動員計画 <table><tr><td colspan="5">＜略＞</td></tr><tr><td colspan="5">風水害時等の配備基準及び体制</td></tr><tr><td>本部</td><td>区分</td><td colspan="3">配 備 基 準</td><td>配 備 内 容</td></tr><tr><td>本部設置前</td><td>警戒配備</td><td>指令配備</td><td colspan="2">○配備検討会において協議し、市長が必要と認めたとき</td><td>＜略＞</td></tr><tr><td>応急対策本部</td><td>第1配備</td><td>指令配備</td><td colspan="2">○台風等の接近に伴い、大雨注意報若しくは洪水注意報が発表され、かつ、市が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき ○市内に大雨警報、洪水警報、暴風警報などの警戒レベル3相当の気象情報等が発表されたとき ○深夜から明け方に前記の気象情報の発表が予想され、総務部長が必要と認めたとき ○20mm／時間以上の降雨が数時間予想されるとき ○高齢者等避難を発令したとき ○市長が必要と認めたとき</td><td>＜略＞</td></tr><tr><td>策 対</td><td>配 2</td><td>配 令</td><td colspan="2">○記録的短時間大雨情報又は土砂災害警戒情報等の警戒レベル4相当の気</td><td>＜略＞</td></tr></table>					＜略＞					風水害時等の配備基準及び体制					本部	区分	配 備 基 準			配 備 内 容	本部設置前	警戒配備	指令配備	○配備検討会において協議し、市長が必要と認めたとき		＜略＞	応急対策本部	第1配備	指令配備	○台風等の接近に伴い、大雨注意報若しくは洪水注意報が発表され、かつ、市が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき ○市内に大雨警報、洪水警報、暴風警報などの警戒レベル3相当の気象情報等が発表されたとき ○深夜から明け方に前記の気象情報の発表が予想され、総務部長が必要と認めたとき ○20mm／時間以上の降雨が数時間予想されるとき ○高齢者等避難を発令したとき ○市長が必要と認めたとき		＜略＞	策 対	配 2	配 令	○記録的短時間大雨情報又は土砂災害警戒情報等の警戒レベル4相当の気		＜略＞	
＜略＞																																								
風水害時等の配備基準及び体制																																								
本部	区分	配 備 基 準			配 備 内 容																																			
本部設置前	警戒配備	指令配備	○配備検討会において協議し、市長が必要と認めたとき		＜略＞																																			
応急対策本部	第1配備	指令配備	○台風等の接近に伴い、大雨注意報若しくは洪水注意報が発表され、かつ、市が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき ○市内に大雨警報、洪水警報、暴風警報などの警戒レベル3相当の気象情報等が発表されたとき ○深夜から明け方に前記の気象情報の発表が予想され、総務部長が必要と認めたとき ○20mm／時間以上の降雨が数時間予想されるとき ○高齢者等避難を発令したとき ○市長が必要と認めたとき		＜略＞																																			
策 対	配 2	配 令	○記録的短時間大雨情報又は土砂災害警戒情報等の警戒レベル4相当の気		＜略＞																																			
	5 各部の配備・動員計画 <table><tr><td colspan="5">＜略＞</td></tr><tr><td colspan="5">風水害時等の配備基準及び体制</td></tr><tr><td>本部</td><td>区分</td><td colspan="3">配 備 基 準</td><td>配 備 内 容</td></tr><tr><td>本部設置前</td><td>警戒配備</td><td>指令配備</td><td colspan="2">○配備検討会において協議し、市長が必要と認めたとき</td><td>＜略＞</td></tr><tr><td>応急対策本部</td><td>第1配備</td><td>指令配備</td><td colspan="2">○土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報、若しくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき ○気象警報が発表され、かつ、市が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき ○深夜から明け方に前記の情報の発表が予想され、総務部長が必要と認めたとき ○台風等の接近に伴い大雨注意報若しくは洪水注意報が発表されたとき ○20mm／時間以上の降雨が数時間予想されるとき ○高齢者等避難を発令したとき ○市長が必要と認めたとき</td><td>＜略＞</td></tr><tr><td>策 対</td><td>配 2</td><td>配 令</td><td colspan="2">○記録的短時間大雨情報又は土砂災害警戒情報が発表されたとき</td><td>＜略＞</td></tr></table>					＜略＞					風水害時等の配備基準及び体制					本部	区分	配 備 基 準			配 備 内 容	本部設置前	警戒配備	指令配備	○配備検討会において協議し、市長が必要と認めたとき		＜略＞	応急対策本部	第1配備	指令配備	○土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報、若しくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき ○気象警報が発表され、かつ、市が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき ○深夜から明け方に前記の情報の発表が予想され、総務部長が必要と認めたとき ○台風等の接近に伴い大雨注意報若しくは洪水注意報が発表されたとき ○20mm／時間以上の降雨が数時間予想されるとき ○高齢者等避難を発令したとき ○市長が必要と認めたとき		＜略＞	策 対	配 2	配 令	○記録的短時間大雨情報又は土砂災害警戒情報が発表されたとき		＜略＞	
＜略＞																																								
風水害時等の配備基準及び体制																																								
本部	区分	配 備 基 準			配 備 内 容																																			
本部設置前	警戒配備	指令配備	○配備検討会において協議し、市長が必要と認めたとき		＜略＞																																			
応急対策本部	第1配備	指令配備	○土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報、若しくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき ○気象警報が発表され、かつ、市が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき ○深夜から明け方に前記の情報の発表が予想され、総務部長が必要と認めたとき ○台風等の接近に伴い大雨注意報若しくは洪水注意報が発表されたとき ○20mm／時間以上の降雨が数時間予想されるとき ○高齢者等避難を発令したとき ○市長が必要と認めたとき		＜略＞																																			
策 対	配 2	配 令	○記録的短時間大雨情報又は土砂災害警戒情報が発表されたとき		＜略＞																																			

八千代市地域防災計画（素案）【風水害編】新旧対照表													
頁		新						旧					
					象情報等が発表されたとき ○市内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき ア 大雨特別警報 イ 暴風特別警報 ウ 暴風雪特別警報 エ 大雪特別警報 ○以下のアからウのいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めたとき ア 本市が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき イ局地的な被害が発生し、大規模な被害が発生するおそれがあるとき ウ 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき ○大規模な被害が発生するおそれがあるとき ○避難指示を発令したとき ○市長が必要と認めたとき					○市内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき ア 大雨特別警報 イ 暴風特別警報 ウ 暴風雪特別警報 エ 大雪特別警報 ○以下のアからウのいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めたとき ア 本市の一部が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき イ特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ウ 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき ○本市の全域が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき。 ○避難指示を発令したとき ○市長が必要と認めたとき			
					第3 配備	指令 配備				○市内に重大な被害が発生したとき ○大規模かつ広域的な災害が発生するおそれがあるとき ○市長が必要と認めたとき	＜略＞		第3 配備
		＜略＞						＜略＞					
3-25	第8節 土砂災害対策						第8節 土砂災害対策						
	第2 巡視及び警戒体制 【都市整備部 消防部 各部】						第2 巡視及び警戒体制 【都市整備部 消防部 各部】						
	2 巡視 都市整備部長は、本部より土砂災害警戒区域及びその付近のがけ崩れに関する情報の連絡があった場合、又はその必要があると認める場合、土木・公園班に、次に掲げる事項の情報収集のための巡視を命じる。 また、都市整備部長は、報告を受け次第、速やかに本部長に報告するものとする。 (1) 土砂災害警戒区域及びその付近の地表並びにわき水の状況 (2) 土砂災害警戒区域及びその付近の亀裂の有無 (3) 土砂災害警戒区域及びその付近の竹木等の傾倒の状況 (4) 土砂災害警戒区域及びその付近の建築物等の損壊等の状況 (5) 土砂災害警戒区域及びその付近の住民並びに滞在者の数 (6) その他災害に関する状況 通報系統図 ＜図略＞ ※参考 資料編8－1 土砂災害警戒区域一覧						2 巡視 都市整備部長は、本部より土砂災害危険箇所及びその付近のがけ崩れに関する情報の連絡があった場合、又はその必要があると認める場合、土木・公園班に、次に掲げる事項の情報収集のための巡視を命じる。 また、都市整備部長は、報告を受け次第、速やかに本部長に報告するものとする。 (1) 土砂災害危険箇所及びその付近の地表並びにわき水の状況 (2) 土砂災害危険箇所及びその付近の亀裂の有無 (3) 土砂災害危険箇所及びその付近の竹木等の傾倒の状況 (4) 土砂災害危険箇所及びその付近の建築物等の損壊等の状況 (5) 土砂災害危険箇所及びその付近の住民並びに滞在者の数 (6) その他災害に関する状況 通報系統図 ＜図略＞ ※参考 資料編8－1 土砂災害危険箇所一覧						
3-28	第9節 雪害対策						第9節 雪害対策						
	第1 除雪対策 【都市整備部 消防本部 総務部】 (4) 消防水利の確保 消防長は、積雪の状況に応じ、その必要があると認めるときは、消防本部及び消防団に消火栓、防火水槽その他の消防水利施設の積雪状況に関する巡回調査・除雪作業を指示し、消防水利の確保に万全を期する。						第1 除雪対策 【都市整備部 消防本部 総務部】 (4) 消防水利の確保 消防長は、積雪の状況に応じ、その必要があると認めるときは、消防署及び消防団に消火栓、防火水槽その他の消防水利施設の積雪状況に関する巡回調査・除雪作業を指示し、消防水利の確保に万全を期する。						
3-29	第11節 避難対策						第11節 避難対策						
	＜略＞ <u>（避難行動の分類）</u> (1) 「立退き避難」 指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難場先						＜略＞ (1) 指定緊急避難場所への立退き避難						

八千代市地域防災計画（素案）【風水害編】新旧対照表																																																										
頁	新	旧																																																								
	(2) 「<u>屋内安全確保</u>」 安全な自宅・施設等 安全な上階に移動，安全な上層階に留まること(避難) (3) 「<u>緊急安全確保</u>」 安全とは限らない自宅・施設，近隣の建物 上階へ移動，上階に留まる，崖から離れた部屋へ移動，近隣の高く堅牢な建物(自宅・施設より相対的に安全と自ら判断	(2) 「<u>近隣の安全な場所</u>」(近隣のより安全な場所・建物等) への立退き避難 (3) 「<u>屋内安全確保</u>」(屋内のより安全な部屋等への移動)																																																								
3-31	第2 避難指示等 2 避難指示等の基準 (1) 避難指示等の発令 イ 判断基準 洪水，土砂災害に対する避難指示等の判断基準は，次のとおりである。 〈避難情報の種類及び発令基準（土砂災害）〉 <table><tr><th>種類</th><th>対象地区</th><th>発令基準</th></tr><tr><td>【レベル5】 緊急安全確保</td><td>土砂災害 警戒区域</td><td>○大雨特別警報が発表されたとき ○土砂キキクルが「災害切迫（黒）」に到達したとき ○土砂災害が発生したとき</td></tr><tr><td>【レベル4】 避難指示</td><td>土砂災害 警戒区域</td><td>○土砂災害警戒情報が発表されたとき ○土砂キキクルが「危険（紫）」に到達したとき 〈略〉</td></tr><tr><td>【レベル3】 高齢者等避難</td><td>土砂災害 警戒区域</td><td>○大雨警報（土砂災害）が発表され，土砂キキクルが「警戒（赤）」に到達したとき ○大雨注意報が発表され，夜間～明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき</td></tr></table> 〈避難情報の種類及び発令基準（洪水）〉 <table><tr><th>種類</th><th>対象区域</th><th>発令基準等【対象河川】</th></tr><tr><td>【レベル5】 緊急安全確保</td><td>共通</td><td>○市内で氾濫が確認されたとき ○市内の河川水位が堤防高に達したとき ○市内の河川の洪水キキクルが「災害切迫（黒）」に到達したとき 〈略〉</td></tr><tr><td rowspan="3">【レベル4】 避難指示</td><td>洪水浸水 想定区域</td><td>【利根川】 ○氾濫発生情報が発表され，氾濫流が本市へ到達するおそれが高まったとき 【高崎川（新川・桑納川・神崎川）】 ○洪水キキクルが「危険（紫）」に到達し，市内の河川水位が堤防高を超えるおそれがあるとき</td></tr><tr><td>浸水実績 箇所</td><td>【菊田川，勝田川の周辺】 ○洪水キキクルが「危険（紫）」に到達し，市内の河川水位が堤防高を超えるおそれがあるとき 〈略〉</td></tr><tr><td>共通</td><td>〈略〉</td></tr><tr><td>【レベル3】 高齢者等避難</td><td>洪水浸水 想定区域</td><td>【利根川】 ○氾濫発生情報が発表され，氾濫流が本市へ到達するおそれがあるとき 【高崎川（新川・桑納川・神崎川）】 ○洪水キキクルが「警戒（赤）」に到達し，市内の河川が氾濫するおそれが</td></tr></table>	種類	対象地区	発令基準	【レベル5】 緊急安全確保	土砂災害 警戒区域	○大雨特別警報が発表されたとき ○土砂キキクルが「災害切迫（黒）」に到達したとき ○土砂災害が発生したとき	【レベル4】 避難指示	土砂災害 警戒区域	○土砂災害警戒情報が発表されたとき ○土砂キキクルが「危険（紫）」に到達したとき 〈略〉	【レベル3】 高齢者等避難	土砂災害 警戒区域	○大雨警報（土砂災害）が発表され，土砂キキクルが「警戒（赤）」に到達したとき ○大雨注意報が発表され，夜間～明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき	種類	対象区域	発令基準等【対象河川】	【レベル5】 緊急安全確保	共通	○市内で氾濫が確認されたとき ○市内の河川水位が堤防高に達したとき ○市内の河川の洪水キキクルが「災害切迫（黒）」に到達したとき 〈略〉	【レベル4】 避難指示	洪水浸水 想定区域	【利根川】 ○氾濫発生情報が発表され，氾濫流が本市へ到達するおそれが高まったとき 【高崎川（新川・桑納川・神崎川）】 ○洪水キキクルが「危険（紫）」に到達し，市内の河川水位が堤防高を超えるおそれがあるとき	浸水実績 箇所	【菊田川，勝田川の周辺】 ○洪水キキクルが「危険（紫）」に到達し，市内の河川水位が堤防高を超えるおそれがあるとき 〈略〉	共通	〈略〉	【レベル3】 高齢者等避難	洪水浸水 想定区域	【利根川】 ○氾濫発生情報が発表され，氾濫流が本市へ到達するおそれがあるとき 【高崎川（新川・桑納川・神崎川）】 ○洪水キキクルが「警戒（赤）」に到達し，市内の河川が氾濫するおそれが	第2 避難指示等 2 避難指示等の基準 (1) 避難指示等の発令 イ 判断基準 洪水，土砂災害に対する避難指示等の判断基準は，次のとおりである。 〈避難情報の種類及び発令基準（土砂災害）〉 <table><tr><th>種類</th><th>対象地区</th><th>発令基準</th></tr><tr><td>【レベル5】 緊急安全確保</td><td>土砂災害 警戒区域</td><td>○大雨特別警報が発表された場合 ○土砂災害の危険度分布が「極めて危険」となったとき ○土砂災害が発生したとき</td></tr><tr><td>【レベル4】 避難指示</td><td>土砂災害 警戒区域</td><td>○土砂災害警戒情報が発表されたとき ○土砂災害の危険度分布が「非常に危険」となったとき 〈略〉</td></tr><tr><td>【レベル3】 高齢者等避難</td><td>土砂災害 警戒区域</td><td>○大雨警報（土砂災害）が発表され，土砂災害の危険度分布が「警戒」となったとき ○大雨注意報が発表され，夜間～明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき</td></tr></table> 〈避難情報の種類及び発令基準（洪水）〉 <table><tr><th>種類</th><th>対象区域</th><th>発令基準等【対象河川】</th></tr><tr><td>【レベル5】 緊急安確保</td><td>共通</td><td>○市内で氾濫が確認されたとき ○市内の河川水位が堤防高に達したとき ○市内の河川の洪水警報の危険度分布が「極めて危険」となったとき 〈略〉</td></tr><tr><td rowspan="3">【レベル4】 避難指示</td><td>洪水浸水 想定区域</td><td>【利根川】 ○氾濫発生情報が発表され，氾濫流が本市へ到達するおそれが高まったとき 【高崎川（新川・桑納川・神崎川）】 ○洪水警報の危険度分布が「非常に危険」となり，市内の河川水位が堤防高を超えるおそれがあるとき</td></tr><tr><td>浸水実績 箇所</td><td>【菊田川，勝田川の周辺】 ○洪水警報の危険度分布が「非常に危険」となり，市内の河川水位が堤防高を超えるおそれがあるとき 〈略〉</td></tr><tr><td>共通</td><td>〈略〉</td></tr><tr><td>【レベル3】 高齢者等避難</td><td>洪水浸水 想定区域</td><td>【利根川】 ○氾濫発生情報が発表され，氾濫流が本市へ到達するおそれがあるとき 【高崎川（新川・桑納川・神崎川）】 ○洪水警報の危険度分布が「警戒」となり，市内の河川が氾濫するおそれが</td></tr></table>	種類	対象地区	発令基準	【レベル5】 緊急安全確保	土砂災害 警戒区域	○大雨特別警報が発表された場合 ○土砂災害の危険度分布が「極めて危険」となったとき ○土砂災害が発生したとき	【レベル4】 避難指示	土砂災害 警戒区域	○土砂災害警戒情報が発表されたとき ○土砂災害の危険度分布が「非常に危険」となったとき 〈略〉	【レベル3】 高齢者等避難	土砂災害 警戒区域	○大雨警報（土砂災害）が発表され，土砂災害の危険度分布が「警戒」となったとき ○大雨注意報が発表され，夜間～明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき	種類	対象区域	発令基準等【対象河川】	【レベル5】 緊急安確保	共通	○市内で氾濫が確認されたとき ○市内の河川水位が堤防高に達したとき ○市内の河川の洪水警報の危険度分布が「極めて危険」となったとき 〈略〉	【レベル4】 避難指示	洪水浸水 想定区域	【利根川】 ○氾濫発生情報が発表され，氾濫流が本市へ到達するおそれが高まったとき 【高崎川（新川・桑納川・神崎川）】 ○洪水警報の危険度分布が「非常に危険」となり，市内の河川水位が堤防高を超えるおそれがあるとき	浸水実績 箇所	【菊田川，勝田川の周辺】 ○洪水警報の危険度分布が「非常に危険」となり，市内の河川水位が堤防高を超えるおそれがあるとき 〈略〉	共通	〈略〉	【レベル3】 高齢者等避難	洪水浸水 想定区域	【利根川】 ○氾濫発生情報が発表され，氾濫流が本市へ到達するおそれがあるとき 【高崎川（新川・桑納川・神崎川）】 ○洪水警報の危険度分布が「警戒」となり，市内の河川が氾濫するおそれが
種類	対象地区	発令基準																																																								
【レベル5】 緊急安全確保	土砂災害 警戒区域	○大雨特別警報が発表されたとき ○土砂キキクルが「災害切迫（黒）」に到達したとき ○土砂災害が発生したとき																																																								
【レベル4】 避難指示	土砂災害 警戒区域	○土砂災害警戒情報が発表されたとき ○土砂キキクルが「危険（紫）」に到達したとき 〈略〉																																																								
【レベル3】 高齢者等避難	土砂災害 警戒区域	○大雨警報（土砂災害）が発表され，土砂キキクルが「警戒（赤）」に到達したとき ○大雨注意報が発表され，夜間～明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき																																																								
種類	対象区域	発令基準等【対象河川】																																																								
【レベル5】 緊急安全確保	共通	○市内で氾濫が確認されたとき ○市内の河川水位が堤防高に達したとき ○市内の河川の洪水キキクルが「災害切迫（黒）」に到達したとき 〈略〉																																																								
【レベル4】 避難指示	洪水浸水 想定区域	【利根川】 ○氾濫発生情報が発表され，氾濫流が本市へ到達するおそれが高まったとき 【高崎川（新川・桑納川・神崎川）】 ○洪水キキクルが「危険（紫）」に到達し，市内の河川水位が堤防高を超えるおそれがあるとき																																																								
	浸水実績 箇所	【菊田川，勝田川の周辺】 ○洪水キキクルが「危険（紫）」に到達し，市内の河川水位が堤防高を超えるおそれがあるとき 〈略〉																																																								
	共通	〈略〉																																																								
【レベル3】 高齢者等避難	洪水浸水 想定区域	【利根川】 ○氾濫発生情報が発表され，氾濫流が本市へ到達するおそれがあるとき 【高崎川（新川・桑納川・神崎川）】 ○洪水キキクルが「警戒（赤）」に到達し，市内の河川が氾濫するおそれが																																																								
種類	対象地区	発令基準																																																								
【レベル5】 緊急安全確保	土砂災害 警戒区域	○大雨特別警報が発表された場合 ○土砂災害の危険度分布が「極めて危険」となったとき ○土砂災害が発生したとき																																																								
【レベル4】 避難指示	土砂災害 警戒区域	○土砂災害警戒情報が発表されたとき ○土砂災害の危険度分布が「非常に危険」となったとき 〈略〉																																																								
【レベル3】 高齢者等避難	土砂災害 警戒区域	○大雨警報（土砂災害）が発表され，土砂災害の危険度分布が「警戒」となったとき ○大雨注意報が発表され，夜間～明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき																																																								
種類	対象区域	発令基準等【対象河川】																																																								
【レベル5】 緊急安確保	共通	○市内で氾濫が確認されたとき ○市内の河川水位が堤防高に達したとき ○市内の河川の洪水警報の危険度分布が「極めて危険」となったとき 〈略〉																																																								
【レベル4】 避難指示	洪水浸水 想定区域	【利根川】 ○氾濫発生情報が発表され，氾濫流が本市へ到達するおそれが高まったとき 【高崎川（新川・桑納川・神崎川）】 ○洪水警報の危険度分布が「非常に危険」となり，市内の河川水位が堤防高を超えるおそれがあるとき																																																								
	浸水実績 箇所	【菊田川，勝田川の周辺】 ○洪水警報の危険度分布が「非常に危険」となり，市内の河川水位が堤防高を超えるおそれがあるとき 〈略〉																																																								
	共通	〈略〉																																																								
【レベル3】 高齢者等避難	洪水浸水 想定区域	【利根川】 ○氾濫発生情報が発表され，氾濫流が本市へ到達するおそれがあるとき 【高崎川（新川・桑納川・神崎川）】 ○洪水警報の危険度分布が「警戒」となり，市内の河川が氾濫するおそれが																																																								

八千代市地域防災計画（素案）【風水害編】新旧対照表										
頁		新				旧				
3-32				あるとき				あるとき		
			浸水実績箇所	【菊田川，勝田川の周辺】 ○洪水キキクルが「警戒（赤）」に到達し，市内の河川が氾濫するおそれあるとき			浸水実績箇所	【菊田川，勝田川の周辺】 ○洪水警報の危険度分布が「警戒」となり，市内の河川が氾濫するおそれあるとき		
				＜略＞				＜略＞		
			共通	＜略＞			共通	＜略＞		
	(注)「共通」は，洪水浸水想定区域，浸水実績箇所に共通することを示す。				(注)「共通」は，洪水浸水想定区域，浸水実績箇所に共通することを示す。					
	＜避難の指示等の発令権者及び要件＞				＜避難の指示等の発令権者及び要件＞					
		実 施 者	種 類	要 件	根拠法令		実 施 者	種 類	要 件	根拠法令
		市 長	高齢者等避難	警報等の伝達に当たり，要配慮者の円滑な避難が図られるよう必要な情報を提供するとき	災害対策基本法第 56 条		市 長	高齢者等避難	警報等の伝達に当たり，要配慮者の円滑な避難が図られるよう必要な情報を提供するとき	災害対策基本法第 56 条
		市 長	災害全般 (避難のための立退き，緊急安全確保等)	災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において，人命又は身体を災害から保護し，その他災害の拡大を防止するため，特に必要があるときに避難指示を，緊急を要するときに緊急安全確保の指示を行う。	災害対策基本法第 60 条		市 長	災害全般 (指示，緊急安全確保)	災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において，人命又は身体を災害から保護し，その他災害の拡大を防止するため，特に必要があるときに避難指示を，緊急を要するときに緊急安全確保の指示を行う。	災害対策基本法第 60 条
		知 事	災害全般 (避難のための立退き，緊急安全確保等)	市町村が事務の全部又は大部分を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第 60 条		知 事	災害全般 (指示，緊急安全確保)	市町村が事務の全部又は大部分を行うことができなくなったとき	
	警察官	災害全般 (避難等の措置，立入り)	市町村長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき，又は市町村長から要求があつたときで，特に急を要する場合	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条，第 6 条 1， 3		警察官	災害全般 (指示，緊急安全確保)	市長が指示することができないと認めるとき，又は市長から要求があつたとき	災害対策基本法第 61 条	
	自衛官	災害全般 (避難等の措置，立入り)	災害派遣，地震防災派遣等を命じられた部隊の自衛官で，警察官がその現場にいないとき (特に急を要する場合)	自衛隊法第 94 条		自衛官	災害全般 (指示)	災害派遣を命じられた自衛官は，災害の状況により特に急を要する場合で，警察官がその現場にいないとき	自衛隊法第 94 条	
	知事, その命を受けた職員	地すべり (立退きの指示)	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第 25 条		知事, その命を受けた職員	地すべり (指示)	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第 25 条	
	知事, その命を受けた職員又は水防管理者	洪水 (立退きの指示)	洪水，雨水出水，津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条		知事, その命を受けた職員又は水防管理者	洪水 (指示)	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条	
3-35	第15節 ライフライン施設の応急対策				第15節 ライフライン施設の応急対策					
		項 目	担 当 部	関 係 機 関			項 目	担 当 部	関 係 機 関	
		＜略＞	＜略＞	＜略＞			＜略＞	＜略＞	＜略＞	
		第 5 通信施設等	本部事務局，企画部	東日本電信電話(株), (株)NTTドコモ, KDDI(株), ソフトバンク(株), 楽天モバイル(株), 日本郵政(株), 各放送機関			第 5 通信施設等	本部事務局，企画部	東日本電信電話(株), (株)NTTドコモ, KDDI(株), ソフトバンク(株), 日本郵政(株), 各放送機関	
3-42	第20節 公共施設等の応急対策 第 3 市の施設及びその他の社会公共施設 【各部】 3 施設建物の保全 (1) 応急措置 イ 延焼防止措置 万一火災が発生したときは，直ちに消防本部に通報するとともに，消火設備，消火器等を用いて初期消火を行い，火災の拡大防止に努める。				第20節 公共施設等の応急対策 第 3 市の施設及びその他の社会公共施設 【各部】 3 施設建物の保全 (1) 応急措置 イ 延焼防止措置 万一火災が発生したときは，直ちに消防署に通報するとともに，消火設備，消火器等を用いて初期消火を行い，火災の拡大防止に努める。					